

16 公益財団法人宮城県腎臓協会

1 基本情報

所在地	多賀城市鶴ヶ谷一丁目4-1			代表者	理事長 吉永 馨			
電話	022-361-3696	ファックス	022-361-3697	ホームページ	http://www.miyajin.or.jp			
設立	昭和57年4月3日	改革分類	自立支援団体	県担当課	保健福祉部 薬務課			
出資等の状況	第1位	宮城県 (39.6%)	第2位	仙台市 (19.8%)	第3位	仙台市以外 の市町村 (14.8%)	その他	民間・団体等ほか (25.8%)
		200,000 千円		100,000 千円		75,000 千円		130,648 千円
設立目的 (定款等)	宮城県において、血液浄化法、腎・尿路疾患の予防と治療及び腎移植に関する知識の普及啓発を行うとともに、腎移植に関する研究及び腎移植のための諸条件の整備並びにそれに対する援助を行うことにより、県民の医療向上に資し、もって健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。						出資等 総額	505,648 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		27年度	28年度	29年度	
事業1	研究助成	2,367	26,711	17,257	血液浄化法及び腎移植に関する研究助成
	全体事業に占める割合	7.1%	45.1%	41.0%	
事業2	腎不全対策事業	24,708	24,248	16,749	腎不全に関する調査、腎不全医療従事者の教育及び訓練
	全体事業に占める割合	73.7%	41.0%	39.8%	
事業3	腎バンク事業及び臓器移植コーディネーター事業	6,432	8,215	8,087	血液浄化法及び腎移植に関する普及啓発、腎臓提供者の登録
	全体事業に占める割合	19.2%	13.9%	19.2%	
その他の事業	全体事業に占める割合				
全体事業費		33,507	59,174	42,093	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
腎臓病患者は、全国的にも成人の8人に1人と言われ、透析患者も31万人強と増えている。このような状況で県民への腎臓病の予防と早期治療について啓発を行い、また人工透析に関する知識の普及、及び健康保険証・運転免許証の裏面への臓器提供意思表示記入促進に関する普及及び啓発を行い移植医療の適正な推進に努めていくことは最重要課題である。このための活動を行うことにより県民の医療向上に資し、もって福祉の増進に寄与することを目的としている。	医療機関及び医療従事者に対し、情報提供及び研修会等の開催により、腎移植をはじめとする臓器移植への理解を求めていくこと。 腎臓病患者に対し、講演会・研修会等の開催により、適正な治療方法の周知と情報提供をしていくこと。 腎不全予備疾患及び腎不全に関する調査の実施により、医療側及び患者側に対し効率的な医療の推進に関する情報を提供し続けていくこと。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(29年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
腎バンク事業及び臓器移植コーディネーター事業は、計画通りに着実に事業を遂行し、キドニーウォーク&健康フォーラムは過去最高の参加者となった。腎不全対策事業は、病院内研修会及び臓器提供シミュレーション開催は年々増加している。研究助成事業は、計画通りの研究助成を行ったほか、県内血液透析施設従事者を対象とした研修会・研究会を開催し、透析技術の均てん化及び資質の向上を図った。	関係医療機関や県民に対する臓器移植の普及啓発において、当協会には非常に重要な役割を果たしている。 経営面においては、寄付金等の安定的な確保及び事務経費の効率化が図られることが期待される。

(3) 団体に対する総合評価(29年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	平成29年4月から事務局職員(パート職員)を増員し、経理面の運営改善を図り、組織運営の健全化に努めた。また、平成29年度財政的援助団体等監査による指導を受け、会計規程、財務諸表等を見直し、会計全般の改善を図った。今後、コンプライアンスに関する取り組みを強化していく。	平成29年度から適正な執行のため、人的資源の確保や各種規程の整備など抜本的な見直しに取り組んでおり、今後、コンプライアンスに関する強化が図られることを期待する。	B
ロ 財務の健全性 ※1	収入の大幅減により赤字決算となったため、支出の節減に努め、収支バランスの均衡を図る必要がある。	収益増加の促進と経費削減を図り、なお一層の収支バランスの均衡を図られるよう遂行状況を見守りつつ適時確認を行う。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	基本財産運用益が減少している現状を踏まえ、収入に見合った事業計画に基づく事業運営を図る必要がある。事業経費を節減し健全な財務運営を図る。	事務局の体制が強化されたことで、運営改善が図られたが、なお一層の効率的な組織運営となるよう必要な助言等を行う。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
貸借対照表	資産合計	540,187	542,539	532,886	△ 9,653
	流動資産	24,111	26,462	16,809	△ 9,653
	固定資産	516,076	516,077	516,077	0
	うち基本財産	513,076	513,077	513,077	0
	負債合計	2,544	2,365	8,087	5,722
	流動負債	2,544	2,365	8,087	5,722
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	537,643	540,174	524,799	△ 15,375
	指定正味財産	0	0	506,218	506,218
一般正味財産	537,643	540,174	18,581	△ 521,593	
正味財産増減計算書	経常収益	48,569	78,114	44,551	△ 33,563
	うち事業収益	1,624	1,868	1,822	△ 46
	経常費用	49,202	75,584	60,495	△ 15,089
	うち管理費	14,234	16,409	18,402	1,993
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 633	2,530	△ 15,944	△ 18,474
	当期経常増減額	△ 633	2,530	△ 15,944	△ 18,474
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 633	2,531	△ 15,945	△ 18,476
当期指定正味財産増減額	0	0	570	570	
当期正味財産増減額	△ 633	2,531	△ 15,375	△ 17,906	
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	5,194	5,524	5,524	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	5,194	5,524	5,524	0
	総収入 ※3	48,569	78,114	45,121	△ 32,993
	総収入に対する補助金等割合	10.7%	7.1%	12.2%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(純資産)×100	99.5%	99.6%	98.5%	-1.1%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	947.8%	1118.9%	207.9%	-911.0%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-1.3%	3.2%	-35.8%	-39.0%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	29.3%	21.0%	41.3%	20.3%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)	29年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	19 (1)	19 (1)	18 (1)	平均年齢	-
職員	常勤職員 (※4)	3	2	3	平均年収 (千円)	-
	プロパー職員	2	1	2	常勤職員(プロパー)	
	県OB	1	1	1	平均年齢	1名のため非公開
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	1名のため非公開
	その他の派遣職員	0	0	0		
上記以外の職員(※5)	0	1	1			

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。